

補助金等請求時の本人確認について

• 補助金交付請求の際に本人確認が必要となりますので、本人確認書類の写しのご提出をお願いいたします。

• 浄化槽補助金申請をお願いしている業者様へご提出いただくか、北島町環境課へ直接または郵送にてご提出ください。

• 本人確認書類の写しについて

※裏面等に変更事項の記載がある場合はその写しも必要です。

※顔写真入りでないもの（資格確認書、年金手帳等）の場合2点写しをいただくようになります。本人確認書類について詳しくは次頁をご参照ください。

町公式ホームページ （浄化槽設置整備事業補助制度）でも本人確認書類の写しの提出についてご案内しています。

ご不明な点などございましたら、お問い合わせください。

北島町役場 環境課
TEL:088-698-9813
FAX:088-698-3642

本人確認書類

(※有効期間があるものは、有効期間内のものに限り、事業が完了し補助金等の請求をする時点で有効期限内となるようご注意ください。)

●A：いずれかの書類 1点

運転免許証、マイナンバーカード（個人番号カード）、旅券（パスポート）、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、運転経歴証明書（平成24年4月1日以後に交付されたものに限る。）、在留カード、特別永住者証明書 等

●B：Aの書類をお持ちでない方は 以下のいずれかの書類 2点

資格確認書、医療受給者証、介護保険証、年金手帳、各種年金証書、社員証、学生証、母子健康手帳 等

(※「氏名・生年月日」または「氏名・住所」が記載されたものに限る)